

## 次期千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画策定にあたっての論点整理

### 1 計画期間について

現行計画では、2 清掃工場体制移行後の安定したごみ処理体制を構築するための「清掃工場・リサイクルセンター・最終処分場を含めた施設整備」を目指した。

先行して「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」（H27.12 策定）の策定が予定されていたことから、施設整備に係る計画期間との整合性を図る必要があり、令和 13 年度までの計画期間とした結果、15 か年の計画期間となった。

#### 【論点】

##### （1）計画期間を何か年とするか。（10 か年とするか、15 か年とするか。）

- ・ 新清掃工場建設の目途が立ったことから、最終処分場の埋立完了が、令和 19 年度まで延長される可能性もある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の社会的な要因により、長期的な見通しが立てにくい状況にある。
- ・ 本計画が整合性を図るべき、千葉市の計画、国の法制度等の動向にも注意する必要がある。

### 2 計画の方向性

前計画期間において、2 つの清掃工場で処理できる「年間焼却処理量：25 万 4 千トン」を達成できたことから、現行計画では、「3 用地 2 清掃工場運用体制」による安定的かつ継続的なごみ処理体制の確立と、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、2 R を優先した 3 R の取り組みのさらなる推進を目指すこととした。

#### 【論点】

##### （1）次期計画においても、引き続き「3 用地 2 清掃工場運用体制」の安定的な運用の維持に留まるのか、或いは、「前計画」（H24.3 策定）で掲げた「平成 16 年度の焼却処理量から 1/3 を削減」のように、さらに進んだ目標を掲げるのか。

##### （2）次期計画においても、「① 2 R（リデュース、リユース）、② リサイクル、③ ごみ処理システム」の 3 つの基本方針で、施策を展開していくのか。

##### （3）国が目指す「脱炭素社会」の実現に、どのように対応するか。

- ・ 国の目指す方向性が、「低炭素」から「脱炭素」にステップアップし、「千葉市気候危機行動宣言」（R2.11）においても、2050 年の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしている。

### **3 数値目標について**

現行計画では、「総排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の5項目を数値目標に掲げて計画の進捗管理を行うほか、「家庭系ごみ（資源ごみを除く）を1人1日あたり18g減量」を計画スローガンに掲げている。

#### **【論点】**

##### **（1）どのような項目を数値目標とするか。**

- ・ 本市のごみ処理行政の現状に合った項目を選択するとともに、市民にとって分かりやすい項目を設定する必要がある。
- ・ 本市のごみ処理施策のあるべき姿を踏まえ、現行の5項目にこだわることなく、柔軟に検討していく必要がある。
- ・ 次期計画に「食品ロス削減推進計画」を内包するのであれば、食品ロス削減に係る新たな数値目標を検討する必要がある。

##### **（2）具体的な数値の設定に際して、何を考慮するのか。**

- ・ 現行計画においては、人口推計及び施策による減量効果のみを考慮して、数値を設定したことから、現状と計画値に乖離が生じている。
- ・ 社会的な要請、技術革新等により、近年のごみ発生量は減少傾向にあることを考慮する必要がある。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による暮らしや事業活動への影響により、ごみ量・ごみ質に変化が生じることを考慮する必要がある。
- ・ 次期計画においては、人口減少の局面を迎える可能性が高く、「総排出量」の自然減が予想されることから、項目によっては、原単位（1人1日あたり）の採用を検討する必要がある。
- ・ 「第4次循環型社会形成推進基本計画」（H30.6閣議決定）が掲げる、2025年度目標にも留意する必要がある。

## **4 具体的な事業について**

現行計画では、3つの基本方針に基づき27の事業を展開しているが、計画の実効性を高めるため、事業体系（27の事業）を整理するとともに、具体的な事業の見直しを行う必要がある。

### **【論点】**

#### **(1) 実現性、実効性の乏しい具体的事業についての見直し**

#### **(2) 法的な要請に伴う見直し**

- ・ 食品ロス削減に係る現行施策の整理 等

#### **(3) 廃棄物処理施設整備に伴う見直し**

- ・ 収集方式、処理品目の検討
- ・ 施設整備に係る実施スケジュール 等

#### **(4) ごみ処理における安全性について**

- ・ リチウムイオン電池の発火など、「ごみ」を起因とした事故の抑制
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応 等

#### **(5) 次期計画において実施を検討すべき事業**

- ・ プラスチックごみ再資源化事業（一括回収）
- ・ 生ごみ減量等推進事業
- ・ 使用済紙おむつの再資源化事業 等

#### **(6) 災害廃棄物処理施策の取り込みに関する検討**

- ・ 「廃棄物処理基本方針」には、「地域の実情に応じて、非常災害に備えた災害廃棄物対策に関する施策を一般廃棄物処理計画に規定」とあるが、現行計画においては、具体的な内容についての記載がない。

## **5 参考**

### **◎ 整合性に注意する他計画等（主なもの）**

#### **(1) 千葉市の計画**

- ア 次期千葉市基本計画【R4年度策定（予定）】
- イ 次期千葉市環境基本計画【R3年度策定（予定）】
- ウ 千葉市一般廃棄物処理施設基本計画【H27.12策定、R3.3改訂】
- エ 千葉市災害廃棄物処理計画【H31.3策定】
- オ 千葉市地球温暖化対策実行計画【H28.10策定】（※令和5年度改訂予定）

(2) 国の法制度

ア 環境基本法

イ 廃棄物処理法

ウ 循環型社会形成推進基本法

(ア) 「第4次循環型社会形成推進基本計画」【H30.6閣議決定】

○2025年度目標

- ・1人1日当たりのごみ排出量（※資源ごみ含む） 約 850 g／人／日
- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（※資源ごみ除く） 約 440 g／人／日

○2030年度目標

- ・家庭系食品ロス量を2000年度の半減とする

(イ) 「プラスチック資源循環戦略」【R1.5環境省他】

○中間目標（マイルストーン）など

- ・2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制
- ・2030年までに容器包装の6割をリユース・リサイクル
- ・2035年までに使用済プラスチックを100%リユース・リサイクル等により有効利用
- ・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用
- ・海洋プラスチックゼロエミッション 等

エ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案【R3.3閣議決定】

オ 食品ロスの削減の推進に関する法律【R1.10施行】

カ 個別リサイクル法

キ 地球温暖化対策の推進に関する法律

(3) その他

ア 第10次千葉県廃棄物処理計画【R3.3策定】

イ 持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）【2015.9 国連総会採択】

- ・「次期千葉市基本計画」、「次期千葉市環境基本計画」においては、SDGsとの関わりを意識して策定していくこととされている。
- ・「第4次循環型社会形成推進基本計画」においても、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」を計画の中心に据え、SDGsとの関連性を強調している。

ウ 2050年カーボンニュートラル宣言（R2.10臨時国会 所信表明）

- ・2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロ（排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素の量を同量）とするため、「脱炭素社会」の実現を目指す。
- ※「千葉市気候危機行動宣言」（R2.11）においても、「2050年の二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指しているが、「脱炭素社会」という表現は用いていない。